

福岡県公報

令和3年12月21日
第260号

目次

告示(第1003号-第1006号)

- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定 (会計管理局会計課) …… 1
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) …… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …… 2
- ### 公告
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …… 2
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …… 2
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …… 3
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …… 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …… 5
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (住宅計画課) …… 5

- 意見募集の結果の公示 (行政経営企画課) …… 5
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …… 5
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …… 6

告示

福岡県告示第1003号

福岡県領収証紙条例(昭和39年福岡県条例第48号)第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年12月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
545	直方市日吉町11-17 福場 公子	直方市日吉町11-17	令和3年12月9日

福岡県告示第1004号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例(昭和39年福岡県条例第48号)第3条第2項の規定により告示する。

令和3年12月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
511	直方市日吉町11-17 福場 万里子	直方市日吉町11-17	令和3年12月9日

福岡県告示第1005号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年12月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	筑紫野古賀線	前	太宰府市御笠二丁目452番6先から 太宰府市大字北谷1123番6先まで	8.5 ～ 121.0	2430.0
			前	太宰府市御笠二丁目452番6先から 太宰府市大字北谷1123番6先まで	11.0 ～ 121.0	2300.0
			後	太宰府市御笠二丁目452番6先から 太宰府市大字北谷1123番6先まで	8.5 ～ 121.0	2430.0
			後	太宰府市御笠二丁目452番6先から 太宰府市大字北谷1123番6先まで	11.0 ～ 121.0	2300.0

福岡県告示第1006号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年12月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	高柳田川線	前	みやま市高田町海津1691番先から みやま市瀬高町太神217番2先まで	3.9 ～ 8.5	428.0
			後	みやま市高田町海津1691番先から みやま市瀬高町太神217番2先まで	3.9 ～ 8.5	428.0

			後	みやま市高田町海津1691番先から みやま市瀬高町太神217番2先まで	7.5 ～ 15.0	420.0
--	--	--	---	--	------------------	-------

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年12月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和3年12月6日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 コジマ×ビックカメラ福岡春日店
 - 所在地 春日市須玖北一丁目1番1
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
大和リース株式会社 代表取締役 森田 俊作 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号	大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年12月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年12月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称)ダイレックス大川上巻店 大川市大字上巻二反田216外	ダイレックス大川店 大川市大字上巻二反田216外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
大和リース株式会社 代表取締役 森田 俊作 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号	大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年12月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年12月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 フレスポ花見が丘

(2) 所在地 福津市花見が丘二丁目255番1外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
大和リース株式会社 代表取締役 森田 俊作 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号	大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三角商事株式会社 代表取締役社長 三角 勝信 京都郡苅田町大字二崎177番1 外6者	三角商事株式会社 代表取締役社長 三角 勝信 福岡市博多区博多駅前二丁目19番7号 外4者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年12月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年12月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
フレスポ豊前 豊前市大字吉木994-1外	フレスポくぼてんタウン 豊前市大字吉木994-1外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号 外3者	株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号 外3者

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 外5者	株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 外3者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年12月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 宮若市農業観光振興センター
- (2) 所在地 宮若市脇田354番地1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 歩行者の通行の利便性の確保等

夜間照明は（図-3）の駐車場誘導サイン（照明付き）と捉えてよいのか。

- (2) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

ア 廃棄物減量化及びリサイクルをお願いします。特に、食品廃棄物の削減をお願いします。

イ 一般廃棄物を排出する場合は、届け出をお願いします。また、廃棄物を処理する場合は、廃棄物等に関連する法令に基づいて処理をお願いします。

産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者に委託するようお願いします。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年12月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）ドラッグコスモス赤池店
- (2) 所在地 田川郡福智町赤池948番1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見無し

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 3 年 12 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市松崎字高見161番 1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市小郡2397番地 8 北原北宿舍 5 - 53

坂上 政宏

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 3 年 12 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字筑紫982番14

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市原田七丁目 2 番地 6 （グラウンドールこだまⅢ102号）

高橋 俊子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 3 年 12 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

（3工区）京都郡苅田町大字尾倉字壮原3901番 2、3901番37から3901番61まで、3911番 3、3911番 4 並びに宇岩原3946番 1 から3946番10まで、3950番 1 及び3950番 5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都郡苅田町大字南原1685番地 7

株式会社万里不動産

代表取締役 藤川 敏

公告

福岡県長期優良住宅型総合設計許可要綱案について、次のとおり意見を募集します。

令和 3 年 12 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和 3 年 12 月 21 日から令和 4 年 1 月 24 日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部住宅計画課に備え置きます。

公告

福岡県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則案について、令和 3 年 10 月 15 日から令和 3 年 11 月 15 日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり、令和 3 年 12 月 21 日に公布しました。

令和 3 年 12 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

総務部行政経営企画課行政不服審査班

電話：092-643-3080

メールアドレス：gyoshin@pref.fukuoka.lg.jp

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定によ

り、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年12月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市若松区	令和3年11月30日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年12月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市八幡西区	令和3年11月30日